

情報通信審議会 情報通信技術分科会
I Pネットワーク設備委員会 技術検討作業班（第43回）
議事概要（案）

1 日時

令和4年6月23日（木）10時00分～10時50分

2 場所

Web開催

3 出席者（敬称略）

（1）作業班構成員

内田 真人（主任）、熊谷 充敏、佐々木 太志、田中 絵麻、中尾 彰宏、土生 由希子、
原井 洋明、矢入 郁子、安力川 幸司

（2）オブザーバ

田中 晋也（株式会社NTTドコモ）、小松 優（KDDI株式会社）、
折原 裕哉（ソフトバンク株式会社）、山内 由紀夫（楽天モバイル株式会社）、
長谷部 未来（東日本電信電話株式会社）、竹内 信行（西日本電信電話株式会社）、
後藤 堅一（日本通信株式会社）、伊藤 光昭（日本通信株式会社）、
早坂 忍（株式会社インターネットイニシアティブ）、
圓山 大介（株式会社インターネットイニシアティブ）、
MIAO ZHEN（株式会社地域ワイヤレスジャパン）

（3）総務省

古賀 康之（電気通信技術システム課長）、鈴木 厚志（番号企画室長）、
細川 貴史（電気通信技術システム課端末認証分析官）、
梶原 亮（電気通信技術システム課課長補佐）、藤原 史隆（番号企画室課長補佐）

4 議事

（1）技術検討作業班第一次報告（案）について

- ・ 事務局（梶原課長補佐）より、資料43-1及び資料43-2に基づき、技術検討作業班第一次報告（案）について説明があった。
- ・ 説明終了後、意見交換を行った。
- ・ 意見交換模様は以下のとおり。
- ・ 内田主任より、次回のI Pネットワーク設備委員会において、作業班第一次報告を行うことについて説明があった。

【中尾構成員】

資料43-1の20ページ、「2.2 音声伝送携帯電話番号の指定を受けるMVNO等に係る技術基準」の2.2.2(3)②の総合品質の説明について、「総合品質については、音声伝送サービスを利用者に

対して提供するMVNO等が End to End での品質にも一定の責任を持つべきであるという考え方のもと」で、「電気通信事業者が自ら基準を定めてそれを維持する」ということで、抑止的な部分はあるが、「一定の責任を持つべきであるという考え方のもと」という修文がなされたことは非常に良かった。これは本作業班での議論が基になって、MVNOのご意見も踏まえた上での修文であり、本作業班の大きな成果と言えるのではないかと考えている。

【内田主任】

非常に重要なポイントを改めてご確認いただいた。本作業班の中でMNOとMVNOの責任についての議論は多々あったが、議論を踏まえて報告案の記載が修文されたことは、中尾構成員のおっしゃるとおり、本作業班の成果だと思う。MNOとMVNOの連携が深まり、適切な形でサービスが提供されることを期待する。

【原井構成員】

今回、音声伝送携帯電話番号の指定を受けるMVNO等について、自ら設置しない設備については一部注釈がついているものの、MNOと同等の技術基準を定めたことで、MNOとMVNOで同等の基準が課されることがユーザにも分かるようになった点が非常に良かった。実際には技術基準より厳しい基準でサービスが提供されているという議論もあったが、それはユーザに見えない部分のため、今回の報告案においてMNOとMVNOに同等の基準が課されることが文章や表で明示されたのは非常に良いことだと考えている。

【内田主任】

ご指摘いただいたように、ユーザ目線も重要であり、そのような観点も反映された報告書になっていると思う。

【田中構成員】

今回、MNO等も検討に参加する中で、MVNOに係る通信品質を確保するための項目が整理されたことは、非常に大きなステップだと感じている。また、情報通信ネットワーク安全・信頼性基準についての考え方が示されたことで、MVNOも、情報通信ネットワーク安全・信頼性基準をある程度意識して取り組むことになると思うが、これも大きなステップだと感じている。

情報通信ネットワーク安全・信頼性基準には事故報告等の項目が含まれていることから、MVNOの積極的な参加も含め、今後、MNO・MVNO間の情報共有が速やかに進んでいくことを期待している。

【折原氏（ソフトバンク）】

資料43-1の2. 2節、2. 3節双方に関わるが、「伝送路設備を自ら設置」の解釈について2点質問させていただく。

1点目、「自ら設置」とは、自らの資産として設置する場合のみではなく、IRU、卸電気通信役務、接続による調達の場合も含むという理解で良いか。

2点目、End to End で全ての伝送路設備を自ら設置するのではなく、一部区間のみ自ら設置した場合には、事業用電気通信設備規則において、伝送路設備に係る各規定項目を遵守することになり、情報通信ネットワーク安全・信頼性基準についても、特定回線非設置事業用ネットワークでなく、電気通信回線設備事業用ネットワークに係る規定項目を遵守することになるという理解で良いか。

【事務局（梶原課長補佐）】

1点目、「伝送路設備を自ら設置する」の解釈について、契約形態にもよるが、基本的には、自ら設置する場合だけでなく、通信回線等の賃借契約を行う場合も一部含まれる。具体的には、IRU契約（破棄し得ない使用权、Indefeasible Right of User の略）の場合、つまり回線を借りて利用する者と回線を設置する者の双方の合意がない限り、一方から契約を破棄することができない契約の場合は、電気通信事業法において、回線を借りて利用する者を、回線を設置する者と同等に扱っている。

2点目について、一部の区間であっても伝送路設備を設置する場合は、電気通信回線設備を設置する事業者として扱われるため、技術基準においては回線設備設置事業者に係る規定項目が適用されることになり、情報通信ネットワーク安全・信頼性基準においては電気通信回線設備事業用ネットワークに係る規定項目が適用されることになる。

【折原氏（ソフトバンク）】

電気通信回線設備を設置していない事業者の立場に立って考えると、電気通信回線設備を保有し始めたときから遵守すべき項目が変わるのならば、そのタイミングや定義が分からないのではないかと思い、質問させていただいた。

【内田主任】

今回は音声伝送携帯電話番号の指定を受けるMVNO等に係る技術的条件についての議論だったが、今後は、資料 43-1 等にも記載のあるとおり、仮想化技術等の進展を踏まえた技術基準の対象範囲の見直し等に関する議論を始める予定であるため、引き続きご助力いただきたい。

(2) その他

- ・事務局（古賀課長及び梶原課長補佐）より、今後の予定等について説明があった。
- ・説明模様は以下のとおり。

【事務局（古賀課長）】

本日は、音声伝送携帯電話番号の指定を受けるMVNO等に係る技術的条件についてご議論いただき御礼申し上げます。今後も、仮想化技術等の進展を踏まえた技術基準の対象範囲に関する検討について、様々な技術により通信ネットワークの仮想化が行われていること、多くのステークホルダーが存在すること等を踏まえつつ、検討を進めてまいります。

7月以降は、さらに大きな課題に取り組んでいく必要がある。安心・安全なネットワークを提供することは当然ではあるが、田中構成員からもご指摘のあったとおり、やはり障害は必ず起こるものであるため、そういった事態にどのように取り組んでいくかといったことについて、しっかり検討していきたい。

本日いただいたご提言については、次回の I P ネットワーク設備委員会を経て、情報通信技術分科会の一部答申をいただきたいと考えている。その後必要な取組を進めてまいりたいので、引き続きよろしくお願ひしたい。

以上